

## ■第3回 検討委員会（道路部会）

日時：平成17年2月23日（水）午前10：00～

場所：県庁本庁舎702会議室

### 【主な意見】

- ・見直しを行うと、現状維持になる路線が多くなるのではないかと。  
（事務局）必要性、優先性が低いものについては、廃止の方向で検討します。
- ・53条許可について30年、40年道路整備ができない路線であれば、鉄筋コンクリート造でもできるような法改正がされないのか。  
（事務局）他県では、3階立てまで許可を緩和しているところもありますが、鉄筋コンクリート造は認められていません。法改正の動きも、現在のところはありません。今後は全国課長会議等で提案していきたいとします。この話とは別に税の減免についてこれからの検討事項として、今後各市町村の方と作業して行きたいと思えます。
- ・廃止した区域のみに地区計画を指定することについて地区計画の趣旨から考えると違和感がある。  
（事務局）除外された区域のみに対策するのではなく、周辺地区全体を対象として運用を行なっていきます。
- ・実現性の項目の中に自然環境の保存、歴史・文化の保存の項目を評価することを追加する必要がある。  
（事務局）追加します。
- ・住民の要望について基準はあるのか。また、住民参画により案の変更はあるのか。  
（事務局）住民の要望・意見について個人の意見というよりも、地域の意見としたものを想定しています。また、要望等については、文書等によるものに限りたいと考えています。
- ・見直しを進めるにあたり、県の窓口を決めてほしい。  
（事務局）土木事務所の企画調査課が対応する方向で進めていきたい。

## ■第3回 検討委員会（公園部会）

日時：平成17年2月22日（火）午前10：00～

場所：県庁本庁舎702会議室

### 【主な意見】

- ・フローの中に既存公園の取扱いが見えてこない。言葉としてフローの中に追加出来ないか。  
（事務局）20年の未着手を対象とした方針案であるのでこのフローには反映させていません。しかし、既存公園のリニューアルについての概念をフローの中に追加できるか検討します。
- ・フローにおいて、現状維持と判断された公園については住民が納得いくような理屈付けを考える必要がある。フロー中の各判断ポイントで、具体的な判断材料を示したほうがよいのではないか。（実務を行う市町村職員が判断しやすいように…）  
（事務局）市町村に示す際には判断基準を出していこうと考えています。
- ・現状維持は、何も対応せず現状計画でただ放置しておくことも考えられるため、現状維持での具体的な対応策を示すことが必要である。計画の廃止、現状維持での判断ポイントについては具体的に判断できるような事例をあげて欲しい。フローについて必要性が低く現状維持にいくものは、もう一度廃止になるようにならないか。  
（事務局）フローについては再度見直しを行い、最終案を作成します。
- ・緑の基本計画の位置づけが薄い。整備・見直しフローの第三段階「評価と検証」の部分まで影響するように位置づける必要がある。緑の基本計画自体が公園の整備・見直し方針であるべきである。  
（事務局）緑の基本計画の位置づけについては再度検討します。
- ・防犯・安全安心な町の形成のため、必要な公園配置の考え方をフロー図の中に反映させる必要はないか。  
（事務局）検討します。
- ・住民参画の方法がこの方針案に示されている事項だけでは不十分である。住民主体により公園計画を作り上げていくべきでないか。案の段階から住民主体で考えていくことが大切である。住民意見を聞くというよりも住民が主体的に案を考え、行政はサポート役として係わっていくことが必要である。  
（事務局）住民参画の記述を盛り込むよう、検討します。
- ・公園の見直しについて住民参画の事例を紹介して欲しい。  
（事務局）紹介します。
- ・「生態系」・「ビオトープ」・「ゴミゼロ」・「NPO」といった言葉が少ない。整備見直しの背景部分にこれらの言葉に関する事項について触れた方がよいのではないか。  
（事務局）背景の中で整理できるものは整理します。
- ・見直しにより公園区域を縮小した場合、その分の面積をどこかで担保することが必要なのではないか。

(事務局) 緑の基本計画等の上位計画で、公園配置や必要面積については検討していきたいと思います。

・計画されている公園周辺の開発圧力、土地利用動向も評価に影響すると思うのでどこかに記述を入れた方がよいと思う。

(事務局) 方針の中で記述できるのであれば、記述していきます。